

天理教語学院内規

(目的)

第1条 天理教語学院は、天理教語学院学則（以下学則という）を補完するため、天理教語学院内規（以下内規という）を定める。

(試験)

第2条 試験は、平常試験、定期試験、および追試験の3種とする。

- 2 定期試験は学期毎に行うものとする。
- 3 追試験は、公欠及び病気その他のやむを得ない事由によって定期試験を欠席した者のうち所定の手続きを行った者に対し期日を定め実施する。
- 4 追試験を受けようとする者は「追試験願」のほかに、公欠者は「公欠願」を、病欠者は医師の診断書をすみやかに事務室に提出しなければならない。

(成績評価)

第3条 成績評価は試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、A、B、C、D、Fの5段階評価とし、Fを不合格とする。但し、5段階評価が困難な場合はP（合格）、F（不合格）の2段階評価を以て行う。

- 2 学期毎に判定会議を持つ。
- 3 判定会議において各科の基準に達しないと認められた者は退学の対象となるか、あるいは修了できない。

(出欠の点呼)

第4条 出欠の点呼は毎朝参拝時、朝礼時、毎授業始業時、及び諸行事への参加時に行う。

(遅刻・早退の取扱い)

第5条 遅刻・早退の取扱いは次の各号による。

- (1) 授業の遅刻・早退は2回で1回の欠席とみなす。
- (2) 参拝の遅刻・早退は欠席とみなす。
- (3) 朝礼の遅刻・早退は出席とみなす。

(欠席過多者の取扱い)

第6条 出席状況不良の者で次の各号に該当する者には、警告を行う。

- (1) 授業の欠席が年間時数の5%以上並びに10%以上に達した時
 - (2) 参拝の欠席が年間総数の5%以上並びに10%以上に達した時
 - (3) 朝礼の欠席が年間総数の5%以上並びに10%以上に達した時
- 2 前項各号のいずれかの欠席が15%以上に達した者は処分の対象となる。
 - 3 警告の時期及び方法については各科内規細則により別に定める。

(公欠)

第7条 次の各号に該当し、所定の手続きを行った者に対しては公欠を認める。

- (1) 父母(養父母を含む)、祖父母、兄弟姉妹が出直したとき
 - (2) 所属教会長夫妻、直属教会長夫妻が出直したとき
 - (3) 語学院を代表して他の行事に参加するとき
 - (4) その他特別の事由により各科主任が認め、教頭が許可したとき
- 2 公欠の許可期間は、次のとおりとする。

- (1) 前事項第1号は3日以内
 - (2) 前事項第2号は2日以内
 - (3) 前事項第3号はその当日
 - (4) 遠隔地にあつては、往復の必要日数を加算することが出来る。
 - (5) その他特別の事由により各科主任が認め、教頭が許可した期間内
- 3 公欠の取扱いを受けようとする者は、所定の「公欠願」に必要事項を記入し、各科主任、教頭の認印を得て、校長に提出しなければならない。

(アルバイト)

第8条 アルバイトは原則として学期中は認めない。但し、やむを得ない事由によって「特別許可願」を校長が認めた場合は、この限りではない。

(単車・自動車の通学)

第9条 単車・自動車の通学を原則として禁止する。但し、やむを得ない事由によって「特別許可願」を校長が認めた場合は、この限りではない。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は天理教語学院運営会議で行う。

付 則

この内規は、平成10年4月1日より施行する。